

令和元年度政務活動費実績報告書(新田真一5月1日から)

No	項目	金額	使途明細
1	調査研究費	61,284	燃料代39,284円 貸与タブレット通信回線費22,000円
2	研修費	0	
3	広報費	71,362	市政報告郵送料
4	広聴費	0	
5	要請・陳情活動費	0	
6	会議費	8,200	年会費
7	資料作成費	25	コピー代
8	資料購入費	0	
9	人件費	0	
10	事務所費	330,229	事務所賃貸借料・電気代・水道代・パソコン購入費等
	合計 (B)	471,100	

政務活動費項目別集計表

(単位：円)

会派名又は議員名	新田 真一		平成 31 年度	No.
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費			
活動内訳	タブレット通信回線料			
整理番号(枝番)	支出年月日	支出金額	用途・備考	
()	令和1年10月9日	10,000	前期分(5月1日～) タブレット通信回線料一部負担	
()	令和2年3月23日	12,000	後期分タブレット通信回線料一部負担	
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
合計		22,000		

③

納入通知書 (領収証書)


住所	三次市十日市東三丁目6番38号		
氏名	新田 真一様		
発行	課	31年度	
	議会事務局 第	40号	
支所 (担当 課)			
コード	会計 所属 調定番号 (001) (3000100) (2297)		
納入理由	5月~9月 通信回線利用者負担金(前期)		
金額	億	千	百
			十
			万
			千
			百
			十
			円
金額			¥10000
納期限	2019年 月 日		
上記の金額を納めてください。		領収印 1. 10. 9 市役所	
三次市長 福岡 誠志			

納入者保管

三次市

③

納入通知書 (領収証書)

住所	三次市十日市東三丁目6番38号		
氏名	新田 真一様		
発行	課	31年度	
	議会事務局 第	82号	
支所 (担当 課)			
コード	会計 所属 調定番号 (001) (3000100) (2297)		
納入理由	通信回線利用者負担金(後期)		
金額	億	千	百
			十
			万
			千
			百
			十
			円
金額			¥12000
納期限	2020年 3月 31日		
上記の金額を納めてください。		領収印 2. 13. 23 市役所	
三次市長 福岡 誠志			

納入者保管

三次市

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額（円）	有料道路 駐車場代
	1 年 5 月	166.69	6,181	
	年 6 月	113.18	4,234	
	年 7 月	110.02	4,059	
	年 8 月	157.23	5,765	
	年 9 月	84.23	2,996	
	年 10 月	87.45	3,177	
	年 11 月	147.30	5,433	
	年 12 月	115.87	4,206	
	2 年 1 月	85.98	3,233	
	年 2 月	0.00		
	年 3 月	0.00		
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			

1067.95

は自動計算します。

総給油金額

39,284 円

以上、政務活動を行っています。

新田 真一



注意) 費用弁償額（交通費）との明確な区分けが必要となります。

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額（円）	有料道路 駐車場代
	1 年 5 月 2 日	26.87	3,975	
	年 月 6 日	25.53	3,776	
	年 月 13 日	28.20	4,172	
	年 月 14 日	24.44	3,616	
	年 月 22 日	27.96	4,167	
	年 月 30 日	33.69	5,021	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

166.69

は自動計算します。

5 月 総給油金額 24,727 円 × 1/4（按分） = 6,181 円

注）円以下切り捨て

有料道路料金計 円

駐車場代計 円

以上、政務活動を行っています。

新田 真一



注意）費用弁償額（交通費）との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

2019年 7月 24日

学校

新田 真一様

¥24,727

上記の金額領収しました。

内訳

7/14代			
5/2	3,975	5/12	11,162
5/6	3,776	5/30	3,021
5/13	4,172		
5/14	2,616		

CO-OP



広島県学校生活同組合

〒732 広島市東区 目8-32

☎082-264-3311

(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額 (円)	有料道路 駐車場代
	1 年 6 月 11 日	19.16	2,834	
	年 月 12 日	26.61	3,937	
	年 月 23 日	31.41	4,918	
	年 月 29 日	36.00	5,249	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

113.18 は自動計算します。

6 月 総給油金額 16,938 円 × 1/4 (按分) = 4,234 円

注) 円以下切り捨て

有料道路料金計 円 駐車場代計 円

以上, 政務活動を行っています。 新田 真一

注意) 費用弁償額 (交通費) との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

学校

2019 年 8 月 2 日

新田 真一 様

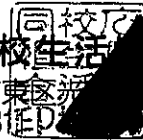
¥16,938

上記の金額領収しました。

内訳

お取り立て代	
6/11	2,834
6/12	3,237
6/13	4,918
6/29	5,249

CO-OP



広島県学校生活同組合

〒732 広島市東区瀬田 目8-32

☎082-264-3311

(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額 (円)	有料道路 駐車場代
	1 年 7 月 4 日	8.95	1,286	
	年 月 14 日	26.98	3,875	
	年 月 15 日	40.39	6,237	
	年 月 25 日	33.70	4,841	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

110.02

は自動計算します。

7 月 総給油金額 16,239 円 × 1/4 (按分) = 4,059 円

注) 円以下切り捨て

有料道路料金計 _____ 円

駐車場代計 _____ 円

以上, 政務活動を行っています。

新田 真一

注意) 費用弁償額 (交通費) との明確な区別が必要となります。

No. _____

領 収 書

2019 年 9 月 24 日

学校

新田 真一 様

¥ 16,239

上記の金額領収しました。

内訳

日付	金額
7/4	1,286
7/14	3,875
7/15	1,237
7/5	4,841

CO-OP

広島県学校生活同組合

〒732 広島市東区 目8-32

☎082-264-3301



(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額 (円)	有料道路 駐車場代
	1 年 8 月 4、日	46.86、	7,236、	
	年 月 8、日	27.08、	3,889、	
	年 月 16、日	33.76、	4,849、	
	年 月 20、日	4.29、	616、	
	年 月 23、日	24.75、	3,528、	
	年 月 31、日	20.49、	2,943、	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

157.23

は自動計算します。

8 月 総給油金額 23,061 円 × 1/4 (按分) = 5,765 円

注) 円以下切り捨て

有料道路料金計 _____ 円

駐車場代計 _____ 円

以上, 政務活動を行っています。

新田 真一

注意) 費用弁償額 (交通費) との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

2019 年 10 月 21 日

学校

新田 真一様

¥23,061

上記の金額領収しました。

内訳

カマサニ代	
8/4	7,236
8/8	3,889
8/16	4,849
8/20	616

CO-OP

広島県学校生活協同組合

〒732 広島市東区新目8-32
☎082-264-3311



(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額（円）	有料道路 駐車場代
	1 年 9 月 13 日	34.95	5,020	
	年 月 21 日	15.00	2,154	
	年 月 25 日	34.28	4,812	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

84.23 は自動計算します。

9 月 総給油金額 11,986 円 × 1/4（按分） = 2,996 円

注）円以下切り捨て

有料道路料金計 _____ 円 駐車場代計 _____ 円

以上，政務活動を行っています。 新田 真一

注意）費用弁償額（交通費）との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

2019年11月21日

学校

新田 真一様

¥ 11,986

上記の金額領収しました。

内訳

年月日	金額
9/13	5020
9/21	2154
9/25	4812

CO-OP

広島県学校生活協同組合

〒732 広島市東区 目8-32

☎082-264-3311

(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額（円）	有料道路 駐車場代
	1 年 10 月 3 日	33.98	4,972	
	年 月 11 日	28.59	4,182	
	年 月 24 日	24.88	3,557	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

87.45

は自動計算します。

10 月 総給油金額 12,711 円 × 1/4（按分） = 3,177 円

注）円以下切り捨て

有料道路料金計 円

駐車場代計 円

以上、政務活動を行っています。

新田 真一

注意）費用弁償額（交通費）との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

2019年12月25日

学校

新田 真一 様

¥12,711

上記の金額領収しました。

内訳

日付	金額
10/3	4,972
10/11	4,182
10/24	3,557

CO-OP 同校同組合
 広島県学校生活同組合
 〒732 広島市東区道元町8-32
 ☎082-264-3311

(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額（円）	有料道路 駐車場代
	1 年 11 月 4 日	43.10	6,637	
	年 月 7 日	34.00	4,974	
	年 月 8 日	23.22	3,320	
	年 月 22 日	26.29	3,846	
	年 月 25 日	20.69	2,958	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

147.30

は自動計算します。

11 月 総給油金額 21,735 円 × 1/4 (按分) = 5,433 円

注) 円以下切り捨て

有料道路料金計 _____ 円

駐車場代計 _____ 円

以上、政務活動を行っています。

新田 真一

注意) 費用弁償額（交通費）との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

学校

2020年 1月 21日

新田真一様

¥ 21,735

上記の金額領収しました。

内訳

	11/4	4,637	1/5	2,258
	1/7	4,474		
	1/8	3,320		
	1/2	3,846		

CO-OP 同校生活同組合
 広島県学校生活同組合
 〒732 広島市東区新目8-32
 ☎082-264-3311

(3×50×30)

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額 (円)	有料道路 駐車場代
	1 年 12 月 6 日	10.88	1,555	✓
	年 月 23 日	25.81	3,691	/
	年 月 13 日	35.26	5,157	✓
	年 月 21 日	16.01	2,341	✓
	年 月 28 日	10.59	1,549	✓
	年 月 28 日	17.32	2,534	✓
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

115.87

は自動計算します。

12 月 総給油金額 16,827 円 × 1/4 (按分) = 4,206 円

注) 円以下切り捨て

有料道路料金計 _____ 円 駐車場代計 _____ 円

以上、政務活動を行っています。 新田 真一

注意) 費用弁償額 (交通費) との明確な区分けが必要となります。

No. _____

領 収 書

2020 年 2 月 2 / 日

学校

新田 真一様

¥ 5,246

上記の金額領収しました。

内訳

	カノリ=入
1/4	1,555
1/25	2,671

CO-OP
 広島県学校生活同組合
 〒732 広島市東区 目8-32
 ☎082-264-33

(3×50×30)

※上記以外は月の領収に含められている。

政務活動費自家用車運行記録簿（1/4按分を用いる場合）

領収書番号	給油年月日	給油量 ℓ	金額 (円)	有料道路 駐車場代
	2 年 1 月 3 日	43.42	6,734	✓
	年 月 15 日	12.56	1,810	✓
	年 月 20 日	14.00	2,048	✓
	年 月 23 日	16.00	2,340	✓
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

85.98

は自動計算します。

1 月 総給油金額 12,932 円 × 1/4 (按分) = 3,233 円

注) 円以下切り捨て

有料道路料金計 円 駐車場代計 円

以上、政務活動を行っています。 新田 真一

注意) 費用弁償額 (交通費) との明確な区分けが必要となります。

No.

領 収 書

2020 年 5 月 15 日

学校

新田 真一 様

¥24,513

上記の金額領収しました。

内訳

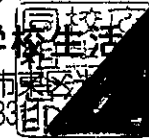
計 / リ・入			
1/13	5,157	1/3	6,734
1/21	2,341	1/5	1,810
1/28	1,849	1/20	2,048
1/28	2,534	1/23	2,340

CO-OP

広島県学校生活協同組合

〒732 広島市東区東山町目8-32

☎082-264-3317



(3×50×30)

給油日	商品名	数量	金額		請求月	引落日	引落金額
2019/4/25	えむエナジーRガソリン	24.50	3,532	水本	6	6月21日	3,532
2019/5/2	エネオスカードRガソリン	26.87	3,975	エネオス	7		
2019/5/6	えむエナジーRガソリン	25.53	3,776	水本	7		
2019/5/13	えむエナジーRガソリン	28.2	4,172	水本	7		
2019/5/14	エネオスカードRガソリン	24.44	3,616	エネオス	7		
2019/5/22	エネオスカードRガソリン	27.96	4,167	エネオス	7		
2019/5/30	エネオスカードRガソリン	33.69	5,021	エネオス	7	7月22日	24,727
2019/6/11	エネオスカードRガソリン	19.16	2,834	エネオス	8		
2019/6/12	えむエナジーRガソリン	26.61	3,937	水本	8		
2019/6/23	エネオスカードHガソリン	31.41	4,918	エネオス	8		
2019/6/29	エネオスカードRガソリン	36	5,249	エネオス	8	8月21日	16,938
2019/7/4	えむエナジーRガソリン	8.95	1,286	水本	9		
2019/7/14	エネオスカードRガソリン	26.98	3,875	エネオス	9		
2019/7/15	エネオスカードHガソリン	40.39	6,237	エネオス	9		
2019/7/25	エネオスカードRガソリン	33.7	4,841	エネオス	9	9月24日	16,239
2019/8/4	エネオスカードHガソリン	46.86	7,236	エネオス	10		
2019/8/8	エネオスカードRガソリン	27.08	3,889	エネオス	10		
2019/8/16	えむエナジーRガソリン	33.76	4,849	水本	10		
2019/8/20	えむエナジーRガソリン	4.29	616	水本	10		
2019/8/23	エネオスカードRガソリン	24.75	3,528	エネオス	10		
2019/8/31	えむエナジーRガソリン	20.49	2,943	水本	10	10月21日	23,061
2019/9/13	えむエナジーRガソリン	34.95	5,020	水本	11		
2019/9/21	えむエナジーRガソリン	15	2,154	水本	11		
2019/9/25	エネオスカードRガソリン	34.28	4,812	エネオス	11	11月21日	11,986
2019/10/3	えむエナジーRガソリン	33.98	4,972	水本	12		
2019/10/11	えむエナジーRガソリン	28.59	4,182	水本	12		
2019/10/24	エネオスカードRガソリン	24.88	3,557	エネオス	12	12月23日	12,711
2019/11/4	エネオスカードHガソリン	43.1	6,637	エネオス	1		
2019/11/7	えむエナジーRガソリン	34	4,974	水本	1		
2019/11/8	エネオスカードRガソリン	23.22	3,320	エネオス	1		
2019/11/22	えむエナジーRガソリン	26.29	3,846	水本	1		
2019/11/25	エネオスカードRガソリン	20.69	2,958	エネオス	1	1月21日	21,735
2019/12/6	エネオスカードRガソリン	10.88	1,513	エネオス	2		
2019/12/23	エネオスカードRガソリン	25.81	3,611	エネオス	2	2月21日	5,246
2019/12/13	えむエナジーRガソリン	35.26	4,974	水本	3		
2019/12/21	えむエナジーRガソリン	16.01	2,231	水本	3		
2019/12/28	えむエナジーRガソリン	10.59	1,482	水本	3		
2019/12/28	えむエナジーRガソリン	17.32	2,443	水本	3		
2020/1/3	エネオスカードHガソリン	43.42	6,237	エネオス	3		
2020/1/15	エネオスカードRガソリン	12.56	1,777	エネオス	3		
2020/1/20	えむエナジーRガソリン	14	1,943	水本	3		
2020/1/23	えむエナジーRガソリン	16	2,231	水本	3	3月23日	24,513

対象外

政務活動費項目別集計表

(単位：円)

会派名又は 議員名	新田 真一		平成 令和	31 元	年度	No.
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費					
活動内訳	市政報告郵送料					
整理番号(枝番)	支出年月日	支出金額	用途・備考			
()	令和1年7月14日	2,186	切手代3,280円×2/3			
()	令和1年7月16日	2,694	切手代4,042円×2/3			
()	令和1年8月1日	16,400	切手代24,600円×2/3			
()	令和1年8月5日	10,933	切手代16,400円×2/3			
()	令和1年10月9日	14,000	切手代21,000円×2/3			
()	令和1年10月9日	3,380	切手代5,070円×2/3			
()	令和2年1月16日	21,769	切手代32,654円×2/3			
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
合計		71,362				

領収書

新田真一

様

[販売]
L.O創設100周年
82円 40枚 ¥3,280

小計 ¥3,280

税計 ¥0
消費税等 ¥0
課税計 ¥3,280

計 ¥3,280
預り金額 ¥5,280
つり ¥2,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年7月14日 14:14
担当: [redacted]
発行No. 190714J6127 端P62箱03
絡先: 三次郵便局
TEL: 0570-943-753

領収書

新田真一

様

[交換]
一受入切手類一
交換受63円葉書
63円 563枚 ¥35,469
(交換手数料小計 ¥2,815)

受入合計 ¥35,469

一払出切手類一 (対象)
84円普通切手 84円 388枚 ¥32,592
10円普通切手・トキ 10円 6枚 ¥60
2円普通切手 2円 1枚 ¥2
手数料充当分切手額 ¥2,815

払出合計 ¥35,469

交換手数料合計 ¥2,815
交換差金 ¥0

課税計(10%) ¥2,815
(内消費税等 ¥255)
非課税計 ¥0

合計 ¥2,815
お預り 現金 ¥0
切手(充当) ¥2,815



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2020年1月16日 9:49
担当: [redacted]
発行No. 200116J1875 端N52箱01
絡先: 三次郵便局
TEL: 0570-943-753

領収書

新田真一

様

[交換]
一受入切手類一
交換受52円葉書
52円 86枚 ¥4,472
(交換手数料小計 ¥430)

受入合計 ¥4,472

一払出切手類一 (対象)
82円普通切手 82円 49枚 ¥4,018
2円普通切手 2円 12枚 ¥24
手数料充当分切手額 ¥430

払出合計 ¥4,472

交換手数料合計 ¥430
交換差金 ¥0

課税計(10%) ¥430
(内消費税等 ¥31)
非課税計 ¥0

合計 ¥430
お預り 現金(充当) ¥430

領収書

新田真一

様

[販売]
おもてなしの花第11集・82
820円 30枚 ¥24,600

小計 ¥24,600

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥24,600

合計 ¥24,600
お預り金額 ¥24,600



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年8月1日 13:48
担当: [redacted]
発行No. 190801J9214 端N26箱01
絡先: 三次日出郵便局
TEL: 0824-62-2266

領収書

新田真一

様

[販売]
2019年ミッフィー・84
840円 1枚 ¥840
2019年グリ・シンプル・84
4,200円 1枚 ¥4,200
2円普通切手 2円 15枚 ¥30

小計 ¥5,070

課税計(10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥5,070

合計 ¥5,070
お預り金額 ¥10,070
おつり ¥5,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年10月9日 11:27
担当: [redacted]
発行No. 191009J7046 端N52箱01
絡先: 三次郵便局
TEL: 0570-943-753

領収書

新田真一

様

[販売]
2019年グリ・シンプル・84
4,200円 5枚 ¥21,000

小計 ¥21,000

課税計(10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥21,000

合計 ¥21,000
お預り金額 ¥21,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年10月9日 9:22
担当: [redacted]
発行No. 191009J7033 端N52箱01
絡先: 三次郵便局
TEL: 0570-943-753

領収書

新田真一

様

[販売]
動物シリーズ第2集・82
820円 5枚 ¥4,100
海のいきものシリーズ第3集
820円 14枚 ¥11,480
2019年ふみの日・82
820円 1枚 ¥820

小計 ¥16,400

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥16,400

合計 ¥16,400
お預り金額 ¥20,400
おつり ¥4,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年8月5日 12:08
担当: [redacted]
発行No. 190805J6356 端P62箱03
絡先: 三次郵便局
TEL: 0570-943-753

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年7月16日 9:59
担当: [redacted]
発行No. 190716J6398 端N79箱01
絡先: 三次郵便局

「いのち」と「暮らし」にアシスト

新田真一議会だより



三次市議会
市民クラブ

編集・発行 新田 真一

三次市十日市東 3-5-1 貝塚ハイツ

TEL 0824-69-0515

E mail info@nitta-shinichi.com

三次市議会補欠選挙では大変お世話になりました。みなさまの温かいご支援により、当選を果たすことができました。あらためましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、これから、議員として三次市民のみなさまのために頑張る決意です。引き続きのご支援・ご指導をよろしくお願い致します。

新市長となり五月の臨時議会では所信表明、六月定例会の冒頭には市政方針がしめされました。

六月定例会は、六月十四日に開かれ、六月二十八日までの一四日間行われました。新市長の市政へのとりくみ、昨年の被災から復興へのとりくみ、新市長の施策・事業推進にかかわる補正予算案の論議が行われました。

わたしも初めての一般質問にのみました。その内容を報告します。

三次市は働き方改革に どうとりくむか

新田

市長は所信表明では、経営者感覚を職員に求められましたが、市長自身が経営者として、働きやすい職場

環境をつくるべきと考えます。市職員の働き方改革にとりくまれますか。

また働き方改革は、市内のすべての企業についても進めていく必要があります。そのとりくみはどうすすみますか。

副市長

職員が常に最大のパフォーマンスを発揮できるよう心身共に整っていただく必要があります。

業務の効率的な運用に取り組みとともに、ワークライフバランスの取れた職場づくりに取り組む。

産業労働部

三次市雇用労働対策会議において、働き方改革の情報提供を行い、商工会議所、ハローワーク等々と連携し事業者への周知を図る。

みよしのまちづくり 学校教育に期待するもの

新田

新しいみよしのまちづくりのために、また子どもたちに三次を誇りに思う気持ちを育てること。住み続けたいまちづくりのために、学校教育

の果たすべき役割をどのように考えるかお聞きします。

副市長

一人一人を大切に、成長・自立を応援する施策を進める。

子どもたちの夢を育むことができよう学力・基礎体力の向上が重要である。

また、三次にあるすばらしい文化に触れ伝統も継承しながら新しい文化を創造してほしい。

中高一貫校の課題は

新田

中高一貫校が開設されました。進学の動向、市内公立中学校への影響、県立中学での地域学習について問います。

教員

・小学校から市外中学への進学は、0.5%減少した。評価する。
・県立三次中（八〇名定員）の開設に伴い、市内公立中学の学級減はなかった。教職員の定数も変わりなかった。

・県立三次中においても、市内の中学校と同様に三次を教材にして学習が進められる。そのために県立三次

中の教職員も三次市内の研究会へ参加し研修を進めていく。

新田

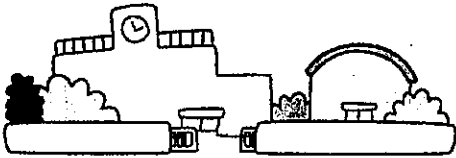


市外への高校進学が四割と多いことが課題とされていますが、実態は市内の高校の総定員が少ないのですから市外に進学させるを得ない実態があります。中学卒業生の八十五%以上は市内に住み県北の高校に行っています。

今の課題は、高校に三十人を超える「空き定員」の現状があることです。なぜ中学卒業生が市内の高校に「空き」がありながら市外に進学をするのか、課題を現場から聞き高校と連携してとりくむ必要があるのではないのでしょうか。

教育長

市内にある三つの県立高校とは、連携をとり情報交換を行っている。空き定員の要因や今後の方向性について高校と話している。高校も特色ある学校づくりをすすめている。



働き方改革の現状はどうか

新田

働き方改革の具体的な取り組みの一つが、長時間労働の是正です。月の上限残業時間四十五時間と定め、これを超えないようにすすめられていると思いますが、市職員の勤務の実態はいかがでしょうか。

総務企画部長

残業時間の四月の現状は、行政職 月平均二十二時間 病院学校 五十一、一時間となっております。

新田

平均時間を報告されましたが、残業時間の上限を決めこれを守っていくということりくみは、ひとつの事業体の全職員の平均が、四十五時間を超えないようにするということりくみではありません。

働く者一人ひとりの勤務時間の問題ですから平均を示されても意味はありません。

そのなかでも学校現場は平均でも上限時間の四十五時間をこえています。深刻な現状です。

働き方改革の推進のための行動計画や取り組みの指針などを示していく用意はあるのでしょうか。

学校現場の課題解決へ行動計画をしめすべき

教育長

現在、国のガイドラインに基づいて、勤務時間の上限目安や取り組みの内容などについて定めた教育委員会としての方針案を作成中である。最終的には教育委員会を経て、完成し七月中には学校へ知らせる。

**ピー!! 退場
残業時間オーバー!**



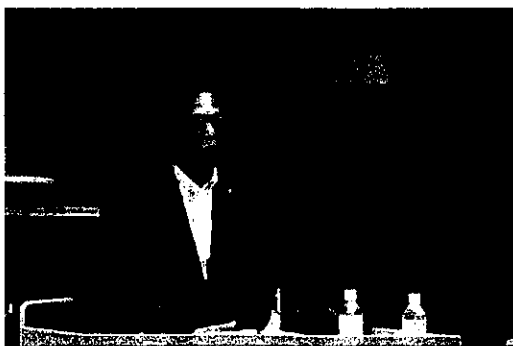
**総務常任委員会へ所属しました
委員会での補正予算審議**

新市長となり、重点施策・事業と
そのための補正予算が示されました。
私は、総務委員会へ所属しています。
そこで論議されたのは、「地域活性化調査研究事業(二千万円)」につ

いてです。これは、新市長が新たな政策としてとりくむための調査研究を行うための予算です。

- ・ 放課後児童支援制度の充実
- ・ 漢方薬材等の産地化等
- ・ 三次版スマートシティ構想

の三点ですが、その具体的な予算配分や、何をどう調査するのか、六月の定例会では明確にはなっていない。今後その進捗状況を議会へ示していく必要があることを要望しました。さらに積極的な情報公開を求めました。



「いのち」と「暮らし」にアシスト 新田真一議会だより



三次市議会
市民クラブ

九月号

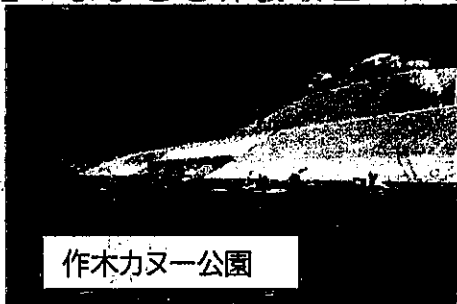
編集・発行 新田 真一
三次市十日市東3-5-1 貝塚ハイッ
Tel 0824-69-0515
E mail info@nitta-shinichi.com

九月の定例会が、九月六日から一〇月一日まで行われ一般質問と補正予算案の審議・二〇一八年度決算の審議が行われました。
四項目について一般質問を行いました。

みよし版わくわく体験事業 の見直しをもとめる

新田
みよし版わくわく体験事業は、小学五年生が、原則三泊四日で宿泊し地域の方々と交流を図りふるさと三次の良さを実感させることを目的におこなわれています。しかしながら、三次市では、四〇人以上の児童を収容する施設がなく、県外での活動を余儀なくされている学校もあります。

一泊・二泊で実施の学校もあり、さらに猛暑の中、熱中症



作木カヌー公園

の心配もあり四日間の活動が困難な状況です。児童の健康管理の課題からも見直しを求めます。

教員

この体験学習は、国・県は泊数が多いことで効果があるとしています。原則三泊四日としていますが、気象条件も不安定であり熱中症の心配もあります。一番大切なことは子どもたちの健康管理であります。

学力テスト改ざん問題を 教訓に



二〇〇五年、三次市が全校全学年で実施した学力テストで、管理職によって点数を上げるために誤答を書き直す改ざん問題がおきました。市広報へすべての学校・学年の結果が公開されたことも「改ざん」の大きな要因であると考えます。教育委員会の見解を問います。

教員

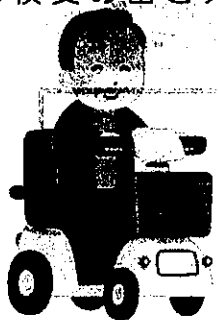
子どもたち一人ひとりの学力の実態を把握し、課題を分析し授業改善を行い、わかりやすい授業を目指すためのものです。現在学校別の公開は行ってはいません。

市内全体での学力テストの結果は、全国と比較・結果の分析 課題への取組みなどを市広報やホームページで公開しています。

高齢者免許返納への支援 策の拡充を

新田

高齢者の免許返納者への支援について、一回限りのバス券・タクシー助成券（有効期限二年）の支給を更新制を取り入れる。また、自動車等の移動手段を必要とされている高齢者のみなさんに、「小型モビリティ」



「シニアカー」などの貸し出しなどの幅広い支援策の検討を求めます。

池田振興部長

現在 多くの皆さんに免許返納の協力をいただいています。二〇一八年度 二四四件 一九年度 八月現在 二二二件

相乗りのタクシー・二二二二便等の公共交通機関についてもっと利用し

やすい制度や、「支え合い交通」などのあらゆる手段を考えていきます。サポートカーの導入・タクシード成券などについては他の自治体の動向も見ながら検討していきます。

働き方改革現状はどうか

学校の長時間労働の実態について、教育委員会から報告がなされました。

学校では、五月・六月とも残業が四五時間を上回った人が、全体の約六〇%になり深刻な状況が続いています。八月に学校に示した、「勤務時間の上限に関する方針・取組み内容」に従い、取り組んでいくことが報告されました。



決算予算委員会での質疑を行う

決算予算委員会

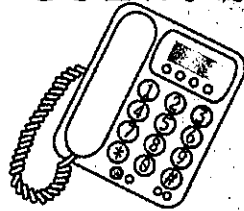
二〇一八年度決算と二〇一九年度補正予算の審議が、決算予算委員会において一般質問終了後九月一七日から二七日まで行われました。



補正予算の審議

新開

小中あわせて約一八〇万円の、工事請負が予算化されました。これは、全学校の電話を留守番電話に対応させるための予算です。



働き方改革のガイドラインで示された、具体的な取り組みの一つです。この工事請負について、小・中学校の特別教室についての補正が組まれていないことを追求しました。小中学校普通教室にクーラー一〇〇%設置（中学も一部はまだの学校もある）は強調されていますが、特別教室はまだ未整備のところが多く残っています。今後、学校からの要望も確かめながら計画的に進めていくとの答弁がありました。

・幼児教育・保育の無償化が始まります。この制度では給食費は無償化の対象となりませんが、三次市では、三才・五才の保・幼に通うすべての幼児の副食費が予算化されました。



二〇一八年度決算審議

新開

保育所の統合計画（八幡保育所）過疎化が進む地域にあつて、地域の拠点としての必要性を訴えました。

小学校の市費教員・支援員・介助員の賃金が、大幅に残っている現状を問いました。教育委員会から、支援員・介助員について募集予定に人数が届かなかった報告がありました。が、不足の人数が二転三転はつきりしませんでした。年度の中途での辞任や、臨探が見つかからない場合に学校支援員から臨探へ変わったりする実態もあり、学校の現状をよく把握され適切な配置への努力を要望しました。

・三次市学校給食調理場策定委員会

を設置し、調理場再編（案）に基づき規模等の再編の方向性を決める。・ものけ博物館は、予定より早く一〇万人の入場者を達成した。三次町への誘客について、さらなる取組みが必要である。・「相乗りタクシー」循環バス「くるるん」市民バス等 地域公共交通を確保し一層の整備・充実をすすめていく。



「いのち」と「暮らし」にアシスト 新田真一議会だより



12月議会

N03

編集・発行 新田 真一 三次市十日市東 3-5-1 貝塚ハイツ

TEL 0824-69-0515 E mail info@nitta-shinichi.com

病气やけがで
救急車を呼ぶ？
病院へ行く？
迷ったら
救急相談センター
広島広域都市圏へ電話
#7119
つながらない場合は、この番号に
082-246-2000
広島市HPより

一二月の定例会が、一二月六日から一八日まで行われ一般質問と補正予算案の審議が行われました。
学校給食調理場再編計画の策定会議が非公開になったことをめぐって多くの議員が、市民に対して市が施策を決定していく過程を情報公開することの必要性を訴えました。わたしも調理場の再編計画については災害対応・食教育推進の視点で一般質問を行いました。

救急医療体制の拡充を

新田

三次市立中央病院の救急医療は、一か月平均一〇〇人以上の患者の受け入れを行っています。大変な数です。広島市は周辺の一五市町で広域都市圏をつくり消防庁の取り組みである救急相談窓口を開設しています。

病气やけがで迷ったときに電話で相談を受け付けるシステムです。これによっていつこの医療機関を受けるのが適切であるかの情報を提供しています。



三次市も可能であればこの都市圏に加入するか、また北部の周辺市町に働きかけこうした窓口を設けることができないでしょうか。また県全体での窓口の設置も考えてよいのではないかと思います。

窓口の開設によって、病气やけがで不安を抱えるみなさんによりの確な情報もたらされ、月平均一〇〇人の受け入れもいくらか緩和されるのではないのでしょうか。それは同時に病院の負担を軽減し、より良い医療サービスが提供されることにつながると考えます。

福祉保健部長

紹介がありました救急相談センターが今年の一月より始まり効果を上げていると聞いています。現在三次市はこの広域都市圏に加入はしてはいません。利用が可能であるなら、調整も考えたい。現在中央病院で二四時間の救急体制



で対応できていますが、活用効果について地域の特性も考慮し医師会・中央病院・備北消防組合とも協議をする必要もあると思います。
現在福山地区でも同様のとりくみがあると聞いています。それらも踏まえながら県へも相談する必要もあるうと思います。

学校給食調理場再編計画 について

新田

給食センターが、災害に遭った場合に、その復旧に一年を要し給食が提供されない事例が多く起こっています。また、三次市の定住対策のひとつとして、安心安全でおいしい給食もその一つであると考えます三次市としてどうお考えでしょうか。



市長

公共施設の整備を進めなくてはならない、必要性を十分に検討し決定していただく。老朽化も進み子どもたちへ安心安全な給食を届けるために早急な整備が必要です。
災害への対応については、給食センターの多機能化についても議論をいただいています。



新田

一般質問を行う

策定委員会での自由闊達な意見交換が行われ、計画が決定していくことを期待する。しかし、策定委員会へ示された資料は、具体的な調理場再編案は一つ（旧市内現行の六ヶ所を一ヶ所へ再編）だけで、そのほかの調理場の再編・意見には「市の見解」として否定的な意見が示されています。これでは自由闊達な意見交換は無理だと思えます。より具体的な再編案が、二・三案示されて比較検討することで議論も深まるものと考えます。そこで、私案として旧市内 四力所に調理場を再編する案を考えました。給食の最もよい条件は

自校給食です。それが財政的な理由により、共同調理場に譲歩してきたのです。この案ではコストは、市の示す案の二倍はかかります。しかし、食育推進の中心となる栄養教諭の減も押さえられ、災害対応 アレルギ一食への対応も細やかにになり、地産地消も進められると考えます。こうした具体案を示されること、策定委員会での議論をより深めていくと考えます。



教育次長

市としての案は示している。そのほかのいくつかの再編案についての市の見解も含めてたたき台として委員会で論議いただきたい。

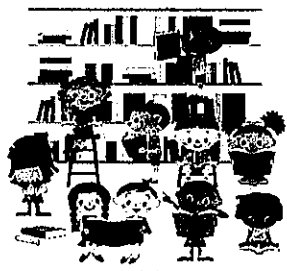
「三次市学校給食調理場再編に関する陳情書」の採決

給食問題について。その情報が広く保護者の議論になっていない、情報提供も十分なされていないことを問題と考える保護者の有志のみならずが、「給食問題を考える保護者の会」を作られ、策定委員会へ委員の公募を求める陳情書を提出されました。わたしも趣旨に賛同し陳情書の採択について賛成の討論を行いました。採決が行われましたが、賛成一〇反対一二で残念ながら採択されませんでした。

一二月の給食問題策定委員会が開かれました。委員会は公開となり、議事録も作成されることになりました。私の示した四調理場案も資料として提出されました。委員からこの四調理場のメリットはなにと質問が出されましたが、事務局の答弁は不十分であったと思います。

議員全員協議会で 三次市教育大綱を協議

学校司書の配置と。児童生徒への一人一台のタブレット・パソコンの配置を来年度より研究指定校から初めて行きたい説明がありました。公費で配置すること、指導する教職員の研修体制を整備すること訴えました。子どもたちの活字離れはパソコン・タブレットやスマホなどの普及が大きな要因となっていくことが教育総合会議でどう論議されたかを質問しましたが答弁はありませんでした。



タブレットの整備が進み便利な道具として使う力をつけることは大切なことですが、子どもたちが物事を調べたり考えたりしていく過程には図書館で実際に本をとり、何をどう調べたらよいか。本を読みながら必要な情報をどう選ぶか、といった学習も大切です。学校司書の配置がそうした学習の充実にもつながることを期待します。

初心わすれず 新たな一歩 2016年 新

四月三次市議会議員選挙行われます。本年もよろしく願います。

政務活動費項目別集計表

(単位：円)

会派名又は議員名	新田 真一		平成 31 年度	No.
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費			
活動内訳	年会費			
整理番号(枝番)	支出年月日	支出金額	用途・備考	
()	令和1年6月7日	2,000	日加教育国際交流協会年会費	
()	令和1年6月24日	1,000	三次インド交流協会	
()	令和1年6月25日	3,000	広島県三次日韓親善協会2019年会費	
()	令和1年7月3日	2,000	三次市日中友好協会年会費	
()	令和1年7月3日	200	振込手数料	
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
合計		8,200		

領収書

様

金 2,000円也

但, 令和元年度日加教育国際交流協会会費として,
上記正に領収しました。

令和 元年 6月 7日

日加教育国際交流協会 会長



領収証

2019年6月25日

新田 真一 様

3,000円
広島県三次日韓親善協会2019年度会費として

上記金額を正に受け取りました。

広島県三次日韓親善協会 会長



記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押すべからず。

課税番号	[Redacted]	
加入者名	三次市日中友好協会	
金額	千	百
	7	2000
ご依頼人	新田 真一 様	
料金	200	円
備考	(51005)	

この受領証は、大切に保管してください。

領収書

令和元年6月24日

新田 真一 様

¥ 1,000

(但し, 令和元年度インド交流協会年会費として)

三次市三次町1843番地1

三次インド交流協会

会長

政務活動費項目別集計表

(単位：円)

会派名又は議員名	新田 真一		平成 令和	31 元	年度	No.
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費					
活動内訳	事務所賃貸借料・電気代・水道代・パソコン購入費等					
整理番号(枝番)	支出年月日	支出金額	用途・備考			
()	H31.5月～R2.3月	279,180	事務所賃貸借料50,760円×11か月分×1/2			
()	令和1年7月23日	1,260	水道代5月分2,521円×1/2			
()	令和1年8月23日	1,260	水道代6月分2,521円×1/2			
()	令和1年10月1日	1,260	水道代7月分2,521円×1/2			
()	令和1年10月29日	1,260	水道代8月分2,521円×1/2			
()	令和1年12月22日	1,284	水道代10月分2,568円×1/2			
()	令和2年1月28日	1,284	水道代11月分2,568円×1/2			
()	令和2年2月24日	1,284	水道代12月分2,568円×1/2			
()	令和1年5月22日	1,211	電気代5月分2,423円×1/2			
()	令和1年6月24日	612	電気代6月分1,224円×1/2			
()	令和1年7月23日	606	電気代7月分1,213円×1/2			
()	令和1年8月23日	1,141	電気代8月分2,282円×1/2			
()	令和1年10月1日	792	電気代9月分1,584円×1/2			
()	令和1年10月29日	598	電気代10月分1,197円×1/2			
()	令和1年12月22日	678	電気代12月分1,356円×1/2			
()	令和2年1月28日	687	電気代1月分1,375円×1/2			
()	令和1年7月23日	30,000	パソコン購入費130,000円(上限3万円)			
()	令和1年6月5日	5,832	パソコン周辺機器11,664円×0.5			
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
合計		330,229				

領 収 証

No. _____

新田真一様

令和2年3月27日



★ ¥558,360

但 貝塚147103号皇室賃金和年5月分~令和2年3月分
上記正に領収いたしました 振込入金分として

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

三次市 四ツ木 豊町



水道料金 納入通知書 及び領収書

下水道使用料

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金等を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。

三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,521 円
納入期限	令和元年 7月31日

お客様番号		世帯人数
1-14-0007-1700-008		
元年 7月分 (元年 5月使用分)		
使用水量	2 m ³	
水道料金	1,398 円	
内消費税相当額	103 円	
汚水量	2 m ³	
下水道使用料	1,123 円	
内消費税相当額	83 円	

上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税等を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

納入場所
・取扱金融機関
・郵便局(中国5県内)

本書に領収日付印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。

19.7.23
446316

<収入印紙不要>
(お客様用)

水道料金 納入通知書 及び領収書

下水道使用料

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金等を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。

三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,521 円
納入期限	令和元年 9月2日

お客様番号		世帯人数
1-14-0007-1700-008		
元年 8月分 (元年 6月使用分)		
使用水量	0 m ³	
水道料金	1,398 円	
内消費税相当額	103 円	
汚水量	0 m ³	
下水道使用料	1,123 円	
内消費税相当額	83 円	

上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税等を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

納入場所
・取扱金融機関
・郵便局(中国5県内)

本書に領収日付印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。

288768
19.8.23

<収入印紙不要>
(お客様用)

水道料金 納入通知書 及び領収書

下水道使用料

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金等を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。

三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,521 円
納入期限	令和元年 9月30日

お客様番号		世帯人数
1-14-0007-1700-008		
元年 9月分 (元年 7月使用分)		
使用水量	0 m ³	
水道料金	1,398 円	
内消費税相当額	103 円	
汚水量	0 m ³	
下水道使用料	1,123 円	
内消費税相当額	83 円	

上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税等を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

納入場所
・取扱金融機関
・郵便局(中国5県内)

本書に領収日付印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。

288768
19.10.01

<収入印紙不要>
(お客様用)

水道料金 下水道使用料 **納入通知書 及び領収書** (公)

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。
三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,521	円
納入期限	令和元年10月31日	

お客様番号	世帯人数
1-14-0007-1700-008	
元年10月分 (元年8月使用分)	
使用水量	0 m ³
水道料金	1,398 円
内消費税相当額	103 円
汚水量	0 m ³
下水道使用料	1,123 円
内消費税相当額	83 円


上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

入場所
取込金融機関
郵便局(中国5県内)

※書に領収日付印のないものは金額を訂正したものは無効です。



水道料金 下水道使用料 **納入通知書 及び領収書** (公)

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。
三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,568	円
納入期限	令和2年3月2日	

お客様番号	世帯人数
1-14-0007-1700-008	
2年2月分 (元年12月使用分)	
使用水量	0 m ³
水道料金	1,424 円
内消費税相当額	129 円
汚水量	0 m ³
下水道使用料	1,144 円
内消費税相当額	104 円

上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

入場所
現金金融機関
郵便局(中国5県内)

※書に領収日付印のないものは金額を訂正したものは無効です。



水道料金 下水道使用料 **納入通知書 及び領収書** (公)

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。
三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,568	円
納入期限	令和元年12月30日	

お客様番号	世帯人数
1-14-0007-1700-008	
元年12月分 (元年10月使用分)	
使用水量	0 m ³
水道料金	1,424 円
内消費税相当額	129 円
汚水量	0 m ³
下水道使用料	1,144 円
内消費税相当額	104 円

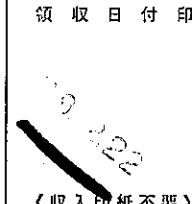
上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

納入場所
・取込金融機関
・郵便局(中国5県内)

本書に領収日付印のないものは金額を訂正したものは無効です。



水道料金 下水道使用料 **納入通知書 及び領収書** (公)

口座番号 01330-1-960265
加入者 三次市水道事業

本書記載の水道料金を納入期限までにこの通知書をお持ちのうえお支払いください。
三次市水道事業
三次市長 福岡 誠志
水栓所在地
三次市十日市東三丁目5-1
貝塚ハイツ 103号

使用者氏名
新田 真一

納入額	2,568	円
納入期限	令和2年1月31日	

お客様番号	世帯人数
1-14-0007-1700-008	
2年1月分 (元年11月使用分)	
使用水量	0 m ³
水道料金	1,424 円
内消費税相当額	129 円
汚水量	0 m ³
下水道使用料	1,144 円
内消費税相当額	104 円

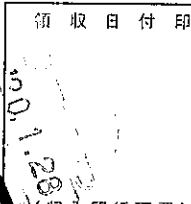
上記の金額を領収いたしました。領収書は、後日の証拠となりますので大切に保管してください。

※料金には消費税を含んでいます。

三次市水道事業企業出納員
三次市出納員

納入場所
・取込金融機関
・郵便局(中国5県内)

本書に領収日付印のないものは金額を訂正したものは無効です。



振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一

代表ご契約番号
5130
587847051

金額(うち消費税等相当額)
1年5月分 円
2423
179)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印



振込金受領証 (お客さま控え)

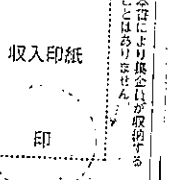
新田 真一

代表ご契約番号
5130
587847051

金額(うち消費税等相当額)
1年6月分 円
1224
89)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印



振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一

代表ご契約番号
5130
587847051

金額(うち消費税等相当額)
1年7月分 円
1213
89)

取扱店日付印

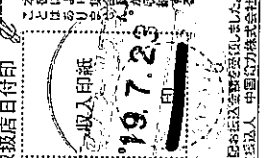


振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一
代表ご契約番号
5130
587847051
金額(うち消費税等相当額)
1年7月分 円
1213
89)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印

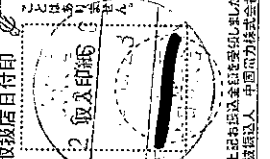


振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一
代表ご契約番号
5130
587847051
金額(うち消費税等相当額)
1年8月分 円
2282
169)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印

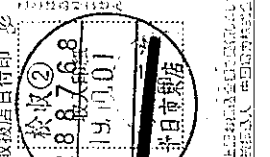


振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一
代表ご契約番号
5130
587847051
金額(うち消費税等相当額)
1年9月分 円
1584
117)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印

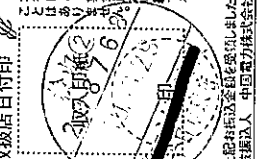


振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一
代表ご契約番号
5130
587847051
金額(うち消費税等相当額)
1年10月分 円
1197
88)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印

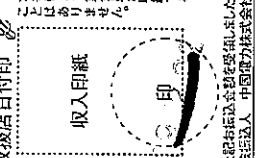


振込金受領証 (お客さま控え)

新田 真一
代表ご契約番号
5130
587847051
金額(うち消費税等相当額)
1年12月分 円
1356
123)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店
0120
513-466

取扱店日付印



領収書兼お買上明細

※エディオンカード会員さま※
購入商品の長期保証が確認できます
【エディオンメンバーズサイト】で
パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ
この機会にご登録下さい!

発行日 2019年07月23日(火) 14:16
店: 00118 三次店
電話 0824-63-6121
担当者: XXXXXXXXXX
No. 00118-151-976255 POS: 151
取引種別: 入荷後

パソコン
富士通
FMVF52D1PG
4549210377909 1 ¥130,000
合計金額 ¥130,000
(内消費税 ¥9,629)
現金額収額 ¥0

お支払残高 ¥130,000

今回ポイント 1,204ポイント
このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみ有効です。

現金、エディオンカードまたは、
当社指定金種でのご入金確認後に
ポイントが加算されます。
利用可能ポイント 1,788ポイント

予定ポイント数 1,204ポイント
2020/03/31まで 0ポイント
2021/03/31まで 0ポイント
2022/03/31まで 1,788ポイント

年度別ポイントを更新するのに
多少の時間がかかります。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないと対応致しかねます。

株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号



印鑑税申告書
付につき 北
税務署承認済

株式会社 エディオン
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号



金額 ¥130,000 -
但し

2019年07月26日

領収証

新田 真一 様

金種	内訳
現金	130,000
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

発行店 No.303621304
三次店
電話番号 0824-63-6121

お買上明細書

発行日 2019年06月05日(水) 12:03
店: 00118 三次店
電話 0824-63-6121
担当者: XXXXXXXXXX
No. 00118-151-957628 POS: 151
取引種別: 持帰

パソコンサプライ品
アップルジャパン
MK0C2J/A
4547597942048 1 ¥11,664
合計金額 ¥11,664
(内消費税 ¥864)

現金額収額 ¥11,664
お預り ¥12,064
お釣り ¥400

今回ポイント 324ポイント
このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみ有効です。

利用可能ポイント 709ポイント

予定ポイント数 0ポイント
2020/03/31まで 0ポイント
2021/03/31まで 0ポイント
2022/03/31まで 709ポイント

年度別ポイントを更新するのに
多少の時間がかかります。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないと対応致しかねます。

上記「お買上明細書」の金額はお買
上金額を表示するもので、領収金額
とは異なる場合がございます。



振込金受領証
(お客さま控え)

新田 真一

代表ご契約番号

5130
587847051

金額(うち消費税等相当額)
2年 1月分 円
1375
125)

お問い合わせ先 中国電力
三次 取扱店

0120
513-466

取扱店日付印



記号振込金額を登録しました。
振込人 中国電力株式会社

領収証

2019年06月05日

新田 真一 様

金額 ¥11,664 -

但し

消費税等864円含んでおります



株式会社 エディオン
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号



No.151957628
発行店 三次店
電話番号 0824-63-6121

金種	内訳
現金	11,664
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

平成三十一年

伊宅林業土地建物

賃貸借契約証書

新田真一

殿

貝塚ハイツ 103号室

建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 XXXXXXXXXX (甲) と賃借人 新田 真一 (乙) は

後記表示物件(以下「本物件」という)につき、双方合意のうえ下記条項により賃貸借契約を締結した。よって、その証としてこの契約書 2 通を作成し、署名捺印のうえ各自 1 通を所持する。

第 1 条 乙は、本物件を 住 宅 として使用する目的をもって家賃毎月金 47,000 円也(税込価格)(内消費税額 円)にて借受け、毎月 末 日 限り、翌月分を甲又はその指定する者の住所に持参して支払わなければならない。

第 2 条 賃貸借期間は、平成31年2月1日 より 平成33年1月31日 までの 2 年間とする。この期間満了の場合は、甲乙協議のうえ更新することができる。

第 3 条 乙は、敷金(保証金)として金 94,000 円を甲に預託するものとする。この金員には利子を付せず、本物件明渡しの際、乙が一切の債務を精算したのち返還されるものとする。また、敷金は家賃に充当しない。

第 4 条 乙は、本物件を現状のまま使用し、甲の文書による承諾なしに他の者を同居させたり、賃借権の譲渡、転貸あるいは構造または造作を変更しその用法に違反する等の行為をしてはならない。

第 5 条 乙は、本物件内において危険もしくは、近隣の迷惑となり、あるいは本物件に損害を及ぼすような行為をしてはならない。
この場合、乙の故意または過失により、本物件に損害をあたえたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 6 条 乙が、敷金の有無にかかわらず、賃料を 1 ヶ月以上延滞したとき、または第 4 条、第 5 条の何れかに違背したときは、甲はこの契約を解除することができる。

第 7 条 この契約を解除する場合は、第 2 条の規定に拘らず、甲は 6 ヶ月前に、乙は 1 ヶ月前に相手方に通告せねばならない。この契約が終了したときは、乙は本物件を完全に明渡し、いかなる場合であっても、移転料その他これに類する請求をしないものとする。

第 8 条 建物の公租公課は甲が負担し、電気、瓦斯、水道料、町内会費、衛生費その他の雑費は、乙の負担とする。

第 9 条 この契約の賃料が、物価の変動、公租公課、地代の変更あるいは近隣の賃料に比較して不相当となったときは、当事者協議のうえ、これを増減することができる。

第 10 条 本物件が朽廃もしくは火災等不可抗力により使用不能となった場合又は公法上の措置により買収されるときは、この契約は当然終了となるものとする。

第 11 条 この契約書に定めのない事項については、当事者は、関係法規ならびに習慣に従い、誠意をもって協議のうえ善処するものとする。

第 12 条 契約を解除し家屋明渡しの際万一乙の所有物件中撤去せざるものあるときは、当然甲の取得とし、これがため乙の蒙る損害を生ずることあるも、乙は甲に対し何等要求をしないものとする。

第 13 条 保証人は乙と連帯して本契約の義務履行の責に任ずるものとする。



注意事項

1. 集合郵便受けに、自己名の「名札」を記入してつけること。
※「名札」をつけないと郵便物が届きません。
2. 電話番号の変更があった場合、管理者に通知すること。
3. トイレでは「トイレットペーパー」以外のもの（タバコの吸殻、生理用品など）は絶対に流さないこと。また、「ブルーレット」等の薬品類は浄化槽のバクテリアを激減させるので使用しないこと。トイレ便器の掃除も洗剤を使用しないこと。
4. 日常、窓を開放し風通しを良くすること。また、家具類は壁面より少し隙間をとり、「カビ」の発生に気をつけること。
5. タバコを吸う場合は換気を充分に行ない、壁や天井を変色させないこと。
6. 柱や壁に釘を打ったり、張り紙をして傷や汚れを付けたりしないこと。
7. ゴミは、指定の分別を行ない、指定の袋に密閉して、部屋番号および名前を記入して、指定日にゴミ置き場へ出すこと。
8. 玄関さきの通路などの共用部分には、私有物や瓶ケース、ゴミ等をおかないこと。
9. 契約者以外の自動車は敷地内に乗り入れしないこと。また、自転車バイクは所定の場所のみに駐輪すること。甲は事故について一切の責任を負わないこととします。
10. 退去する際、クロス、壁、床、天井のシミ、カビ等の汚れまた、引っ掛け傷、破れ、はがれ等の破損は張り替えること。乙はその費用実費を支払うこと。
11. 退去する際、備え付けの器具や家具の汚れ、サビ、カビ落しをはじめ部屋内外の掃除とゴミの片づけが完璧でない場合は、乙はその処理代実費を支払うこと。
12. 退去後、乙は速やかに鍵を甲に返却することとする。甲は新しい鍵に取り替え、その費用は乙の負担とする。
13. 入居者以外の立ち入りは慎み、友人の溜まり場にしたり、騒動を起こした場合は、解約明け渡し請求に対して乙は異議なく無条件で明け渡すこと。
14. 乙が暴力団に加入していた場合または暴力団に物件を使用させた場合には、解約明け渡し請求に対して乙は異議なく無条件で明け渡すこと。

貸主

管理会社 三次市十日市東一丁目2番48号
伊宅林業土地建物
代表 [REDACTED]

第14条 特約事項



1. 畳、襖、壁紙、硝子、浴場関係の器具等の修理、維持、管理は乙の責任に於いて行う。
2. 本物件内部にて、犬猫等の飼育は固く禁止する。
3. 明け渡しの際、破損や汚れがある場合は修理および掃除の実費を乙は支払う。
4. 明け渡しの際、明け渡し日が月の途中でも、家賃の日割計算を行なわない。
5. 乙が甲の承諾なしに入居者を入れ替えることは、禁止する。
6. 家賃は 広島みどり信用金庫 十日市支 普通  
名義の口座へ振り込む。

賃貸借物件の表示

所在地 三次市十日市東3-5-1
物件 貝塚ハイツ 103号

平成 31年 1月 28日



賃貸人(甲) 住所
氏名

三次市四拾貫新 


賃借人(乙) 住所
氏名

三次市十日市東3-6-38
新田 真一

連帯保証人 住所
氏名

三次市島敷町 


仲 免許番号

住 所 氏 名


三次市十日市東1丁目2番48号

建設大臣
広島県知事 (10) 5102号

伊宅林業土地建物  印
代表 

業 建設大臣
広島県知事 () 第 号
者

印

宅地建物取引士 登録番号 (広島) 第  号

氏 名 

4. 賃貸借契約の種類・期間

賃貸借の種類 普通賃貸借
契約期間 平成31年2月1日 から 平成33年1月31日 まで

5. 法令に基づく制限の概要

法令に基づく制限の概要

6. 設備の状況

ガス	榎原プロパン0824-62-5211	台所	専用	
飲用水	公専 水道課 0824-62-4843	コンロ	なし	
電気	中国電力 0120-513-466	電話設置	可	
排水	公共下水 0824-62-4843	エレベータ	無	
トイレ	水洗(専用)洋式	駐車場	有(2台)	料金
浴室	有(専用)	駐輪場		料金
給湯	ガス給湯器	専用庭		料金
冷暖房	有			

7. 契約の解除に関する事項

8. 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

9. 敷金等の精算に関する事項

敷金返済額 94,000円

10. 完成時の形状(未完成物件の場合)

内容については別紙資料で説明します。

11. 支払金又は預り金の保全措置の概要(50万円以上の場合)

保全措置を講ずるかどう 保全措置を行う機関 ()

12. 金銭の貸借の斡旋

斡旋の内容 斡旋が成立しない時の措置

13. 供託所に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称及び住所	(社) 全国宅地建物取引業保証協会	東京都千代田区岩本町2-6-3
宅地建物取引業保証協会の事務所に所在地	(社) 全国宅地建物取引業保証協会 広島本部	広島市中区昭和町11-5
弁済業務保証金会の供託所及びその所在地	東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15

14. 報酬額

報酬額(税込) 50,760 円 (うち消費税 3,760 円) 更新時報酬額(税込) 10,800 円

15. その他

広島みどり信用金庫 支店 普通 ()

以上の重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受理しました。

平成 3 年 1 月 25 日

借主(住所) 三文字十比市東30-38

電話番号 0824(62)14171

(氏名) 新田 真一

社団法人 広島県宅地建物取引業保証協会製

重要事項説明書

新田 真一 殿

平成31年1月25日

下記の不動産について、宅地建物取引業法35条及び35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

なお、説明内容があらかじめ印刷されている事項がありますが、そのうち○で囲まれた部分が下記不動産に該当する説明です。○で囲まれてない部分や抹消されている事項は、関係ありません。

宅地建物取引業者名・取引主任者名

主たる事務所 三次市十日市東1丁目2番48号 電話番号 0824-62-2066

商号又は名称 伊宅林業土地建物 建設大臣
免許証番号 広島県知事(10)第 [] 号

代表者の氏名 [] 印 免許年月日 平成29年2月25日
※当業者は消費税法に基づく課税業者です。

説明する宅地建物取引士氏名 [] 印 登録番号 広島 第 [] 号

業務に従事する事務所 商号又は名称 伊宅林業土地建物 代表 [] 電話番号 0824-62-2066

事務所所在地 三次市十日市東1丁目2番48号

取引態様の別 媒介

1. 物件・貸主等の表示

名称 貝塚ハイツ 103号 所在 三次市十日市東3-5-1

種類 コーポ

構造 鉄骨ALC造2階建

間取 2DK 6洋 6洋 6DK 床面積 46.37㎡

交通

貸主 氏名 [] 電話番号 0824-63-1458

借入 住所 三次市四拾貫町 []

管理の委託先 氏名 伊宅林業土地建物 電話番号 0824-62-2066

住所 三次市十日市東1丁目2番48号

2. 建物登記簿に記載された事項

所有権に関する事項(甲区欄)	所有権にかかる権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)
氏名 貝塚隆義 住所 []		

3. 賃貸条件

料 月額 47,000 円	管理費 月額 円	共益費 月額 円
金 94,000 円	権利金 円	礼金 円

新に関する事項

用途制限

利用制限

(物件名)

貝塚ハイツ103号室



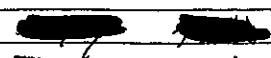




賃貸借建物入居申込書

- (1) この申込書が事実と相違したり、記載内容が入居資格条件と適合しないときは、申込みを取り消されても異議ありません。
- (2) 建物賃貸借契約締結後は、契約書の各条項を遵守します。
- (3) 建物賃貸借契約締結後、申込人、またはその同居人が暴力団等関係者であることが判明し、かつ近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合において、賃貸人より建物賃貸借契約の解除を申し出られたときは、入居者は一切の異議を申し立てずにこれに応ずるものとする。

以上誓約し次のとおり申込みます。

平成 31 / 年 / 月 25 日

氏名 新田真一 

入居者本人	フリガナ	ミナタ マチイ		M・T(S)H
	氏名	新田真一		年 月 日生 才
	現住所	三交市 旧市東3-6-38		TEL. ()
				TEL. ()
本人	勤務先	<住所>		
		<社名>		
		<所属部課>		
同居家族	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名
連帯保証人	上記入居申込人が入居決定の上は、私が連帯保証人になり一切の責任を負うことを誓約いたします。			
	平成 31 / 年 / 月 25 日		氏名  	
	フリガナ			M・T(S)H
	氏名			年 月 日生 続柄 
住所			TEL. ()	
勤務先			TEL. ()	

